

伊賀市告示第 155 号

伊賀市防災情報システム（地域情報発信システム）使用に関する要綱を次のように定める。

令和4年6月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市防災情報システム（地域情報発信システム）使用に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、伊賀市防災情報システム（令和3年度に導入した気象情報の収集、避難情報発令支援、避難情報発信、地域からの情報発信等を可能とする総合防災情報システムをいう。）の一部として導入した、地域自らが地域ごとの情報発信を行うことができるシステム（以下「地域情報発信システム」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民自治協議会 伊賀市自治基本条例（平成16年伊賀市条例第293号）第25条第1項の規定により住民自治協議会の設置の届出を行った団体をいう。
- (2) 自治会等 一定区域の住民が良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として主体的に組織した任意の団体で、自治組織に関する規則（平成23年伊賀市規則第36号）第7条により自治会等代表者届出書を市長に届け出た団体をいう。

（使用基準）

第3条 住民自治協議会又は自治会等（以下「団体」という。）は、次に掲げる情報発信のため地域情報発信システムを使用することができる。

- (1) 地域防災等に関する地域住民等への情報発信
- (2) 地域のコミュニケーションを図るための情報発信

（使用料）

第4条 地域情報発信システムの使用料は、無料とする。ただし、地域情報発信システムを使用するため必要な携帯電話等の機器及びインターネット接続に要する費用は、地域情報発信システムを使用する団体の負担とする。

(申請)

第5条 地域情報発信システムを使用しようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、地域情報発信システム使用申請書（様式第1号）に同意書（様式第2号）を添付して市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請に係る使用期間は、当該申請者の団体の代表者としての任期の末日をその限度とする。

(使用承認等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、地域情報発信システム使用承認通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、地域情報発信システムの使用に関し条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、地域情報発信システム使用不承認通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第7条 地域情報発信システムを使用する者は、地域情報発信システムの使用に関する規約に定める事項その他使用に関する条件を遵守しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

伊賀市告示第 156 号

伊賀市大山田地域常夜灯維持管理経費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年6月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市大山田地域常夜灯維持管理経費補助金交付要綱の一部を改正する告示
伊賀市大山田地域常夜灯維持管理経費補助金交付要綱（平成 22 年伊賀市告示第 22 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

（令和 4 年度の補助金の交付申請の特例）

3 令和 4 年度に限り、申請者は、第 5 条の規定にかかわらず、伊賀市大山田地域常夜灯維持管理経費補助金交付申請書に、次の書類を添えて令和 5 年 1 月 31 日までに市長に申請しなければならない。

(1) 常夜灯の LED 化工事が完了した月の前月の電気料金請求内訳書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（この告示の失効）

4 この告示は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 7 条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号中「12 月分の電気料金請求内訳書」を「電気料金請求内訳書の写し」に改める。

様式第 2 号中「内 訳 @ 円× 灯×12 箇月」を「内訳 @ 円× 灯× 箇月」に改める。

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 157 号

令和 4 年度伊賀市職員選考採用募集要項を次のとおり定める。

令和 4 年 6 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

令和4年度

伊賀市職員選考採用募集要項

(診療放射線技師・作業療法士 募集)

令和4年度
伊賀市職員選考採用募集要項

【職種・受験資格・採用予定人数等】

職 種	受 験 資 格		採用予定 人数
	学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
診療放射線技師	診療放射線技師免許を有する人 又は採用予定日までに取得見込 みの人	平成6年4月2日以 降に生まれた人	若干名
作業療法士	作業療法士免許を有する人	昭和48年4月2日 以降に生まれた人	若干名

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人
- (2) 永住者又は特別永住者の在留資格を持たない外国籍の人。なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職にはつけません。

◎ 地方公務員法第16条（欠格条項）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【選考試験】

- ・日 時 令和4年8月5日（金）
時間等は応募された方に後日お知らせします。
- ・会 場 伊賀市立上野総合市民病院
- ・内 容 作文試験、面接試験

【提出書類】

- ・令和4年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書 1通
募集要項及び申込書は、病院総務課に備え付けています。
また、伊賀市立上野総合市民病院ホームページ (<https://www.cgh-iga.jp>) からダウンロードできます。また、伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/>) からアクセスできます。

【受付期間】

令和4年6月1日（水）から7月22日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

郵送による申込みは、必ず「簡易書留」とし、7月22日（金）午後5時15分までの必着とします。

【※】注意事項

- ・郵送による申込みの場合、受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任を負いません。
- ・受験票は郵送でお届けします。受験日 4 日前までに到着しないときは次項の問い合わせ先までご連絡ください。
- ・提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、選考採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は、一切お返しいたしません。

【申込先及び問い合わせ先】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地
伊賀市立上野総合市民病院事務部病院総務課 (TEL0595-41-0065)

【採用予定日】

- ・診療放射線技師 令和 5 年 4 月 1 日
 - ・作業療法士 令和 4 年 10 月 1 日
- ※職種により採用予定日が異なりますので、ご注意ください。

【勤務地】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地
伊賀市立上野総合市民病院

【勤務条件（令和 4 年 4 月 1 日現在）】

- ◇ 初任給
大学卒 188,700 円、短大 3 卒 182,200 円
・前職歴等に応じて加算措置があります。
- ・諸手当として、期末・勤勉手当（4.3 ヶ月分（採用初年度は採用日により異なる。）、地域手当（給料・扶養手当の合計額の 3/100）、特殊勤務手当が支給されます。併せて、要件に該当する場合は、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。
- ◇ 休暇
年次有給休暇として年間 20 日（採用年は採用日により異なる。）が付与され、残日数がある場合は 20 日を限度に翌年に繰り越すことができます。
その他結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

【その他】

- 1 給与及び勤務条件は、伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。
- 2 病院敷地内に託児施設があります。
- 3 採用内定前、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 4 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。

令和4年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書

受験職種	診療放射線技師・作業療法士 (受験する職種に○をつけてください。)
------	--------------------------------------

受験番号	(市記入欄)
------	--------

写真
縦4cm
横3cm
申込日前3ヶ月以内に無背景、脱帽、上半身正面向きにて撮影した写真(裏面に氏名記入)を貼付

年 月 日現在 (すべて和暦で記載してください。)

フリガナ		性別(※1)	
氏名			
生年月日	昭和・平成	年	月 日生 (満 歳)
フリガナ			
現住所	〒 -	TEL	- -
	緊急連絡先(必ず記載してください。)	TEL	- -
フリガナ			
連絡先(※2)	〒 -	TEL	- -

※1 性別欄は、戸籍上の性別を記載してください。

※2 連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記載してください。

学 歴 (中学校から順に最終学歴(在学中を含む。)まですべて記載のこと。)						
学 校 名	学部名	学科名	期 間		区 分	
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学

職 歴 (ある場合は古い順に現在の職まですべて記載のこと。(臨時職員・パートを含む。))
※ 同一グループ内での異動や、社名変更等による勤務先の変更については、その旨を記載してください。

勤 務 先	所在市町村	期 間
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで

免許資格等(自動車運転免許を含む。) ※受験資格に必要な免許資格等については、取得見込みも記載してください。

取 得 年 月 日	免 許 資 格 等 の 名 称
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

私は、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しません。また、申込書に記載したことは、事実と相違ありません。

氏名

(自署のこと。)

伊賀市告示第 158 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 6 年上野市告示第 54 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 2 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

古郡区

代表者の氏名 廣岡 聡

代表者の住所 伊賀市古郡 715 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 岸本 彰治

新代表者の氏名 廣岡 聡

旧代表者の住所 伊賀市古郡 260 番地

新代表者の住所 伊賀市古郡 715 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 159 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

令和 4 年 6 月 2 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 名称

蓮池区

2 規約に定める目的

次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備、改善
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) レクリエーション、伝統行事等の文化活動
- (5) 防犯、防災、交通安全等に関すること。
- (6) 保健、衛生に関する企画と施策
- (7) 各種機関、団体との連絡調整
- (8) その他この会の目的達成に関すること。

3 区域

伊賀市蓮池の全域

4 事務所

伊賀市蓮池 490 番地の 1

5 代表者の氏名及び住所

東出 耕一 伊賀市蓮池 717 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

地方自治法第260条の20第2号から第5号までに掲げる事由

9 認可年月日

令和4年5月17日

伊賀市告示第 160 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 26 年伊賀市告示第 151 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

上友生区

代表者の氏名 林 博

代表者の住所 伊賀市上友生 723 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 中井 俊文

新代表者の氏名 林 博

旧代表者の住所 伊賀市上友生 1268 番地

新代表者の住所 伊賀市上友生 723 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 16 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 161 号

伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱及び伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和4年6月7日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱及び伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和3年伊賀市告示第111号）
- (2) 伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和3年伊賀市告示第188号）

附 則

この告示は、令和4年6月7日から施行する。

伊賀市告示第 162 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び伊賀市会計規則（平成 16 年伊賀市規則第 74 号）第 17 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 指定納付受託者の名称及び所在地

株式会社エフレジ

代表取締役 杉本 和彦

大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪タワー A

2 指定納付受託者の指定をした日

令和 4 年 4 月 1 日

3 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税種別割及び国民健康保険税並びにこれらの税に係る督促手数料及び延滞金

4 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 163 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり市税の収納事務を委託したので、同条第 6 項において準用する同令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 株式会社エフレジ

代表取締役 杉本 和彦

所在地 大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪タワー A

2 対象とする税目

市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税種別割及び国民健康保険税並びにこれらの税に係る督促手数料及び延滞金

3 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 164 号

伊賀市出納員等設置規則(平成 16 年伊賀市規則第 75 号)第 4 条第 1 項の規定により令和 4 年 4 月 21 日付けで次の者を任命したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 21 日

伊賀市長 岡 本 栄

現金取扱員

事務職員 長谷 敦子 財務部収税課現金取扱員

伊賀市告示第 165 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 20 年伊賀市告示第 72 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

守田町自治会

代表者の氏名 福田 寿巳

代表者の住所 伊賀市守田町 444 番地の 2

2 変更事項

(1) 代表者

旧代表者の氏名 山岡 寛明

新代表者の氏名 福田 寿巳

旧代表者の住所 伊賀市守田町 1377 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市守田町 444 番地の 2

(2) 事務所の所在地

旧事務所の所在地 伊賀市守田町 1377 番地の 1

新事務所の所在地 伊賀市守田町 444 番地の 2

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 9 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 166 号

伊賀市出納員等設置規則(平成 16 年伊賀市規則第 75 号)第 4 条第 1 項の規定により令和 4 年 6 月 8 日付けで次の者を任命したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 6 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

現金取扱員

事務職員 中西 克尚 総務部総務課現金取扱員

伊賀市告示第 167 号

伊賀市空き家バンク制度に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 6 月 9 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市空き家バンク制度に関する要綱の一部を改正する告示

伊賀市空き家バンク制度に関する要綱（平成 28 年伊賀市告示第 175 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「促進する」を「促進し、並びに地域経済の活性化を図る」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第 2 条第 2 号中「空き家に」を「伊賀市が実施する空き家に」に改め、同条第 3 号中「平成 28 年 7 月 1 日」を「又は平成 28 年 7 月 1 日」に改め、「若しくは平成 28 年 7 月 21 日伊賀市と三重県司法書士会が締結した伊賀市空家等対策に関する協定」及び「又は司法書士」を削る。

第 3 条の 2 第 2 項中「第 4 条」を「第 4 条第 1 項」に、「当該登録」を「当該申込み」に改める。

第 3 条の 3 中「次条又は第 7 条の 2」を「次条第 1 項又は第 7 条の 2 第 1 項」に改める。

第 4 条第 1 項中「所有者」を「空き家の所有者又はその親族その他の所有者を代理する者（以下「所有者等」という。）」に、「自ら」を「当該所有者」に改め、「様式第 2 号）」の次に「及び市長が別に定める様式に前条に規定する本人確認を行うための書類を貼付したもの（以下「本人確認書類」という。）」を加え、「提出しなければ」を「申し込まなければ」に改め、同条第 2 項中「所有者又はその代理人」を「所有者等」に改め、同条第 3 項中「査定を行った」及び「当該空き家の」を削り、同条第 4 項中「規定により」を「規定による」に、「所有者」を「所有者等」に改め、「。以下同じ」を削り、「という」の次に「。以下同じ」を加え、同条第 5 項を削り、同条第 6 項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項を同条第 5 項とする。

第 5 条中「受けた者」を「受けた空き家の所有者等」に、「当該登録」を「当該バンク登録」に改める。

第6条中「のあった」を「を受けた」に、「当該登録」を「当該バンク登録」に改める。

第7条第10号を次のように改める。

(10) 前各号に掲げるもののほか、第8条の利用登録者が物件の検討に必要となる事項

第7条の2第1項中「された」を「受けた」に改め、「者は」の次に「、空き家バンク制度利用者登録台帳への登録（以下「利用登録」という。）を受けるものとし、登録に際しては」を加え、「を市長に提出しなければ」を「及び本人確認書類により市長に申し込まなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、居住以外の目的で空き家を使用しようとする場合は、事業計画書（様式第7号の2）を添付しなければならない。

第7条の2第2項中「空き家バンク制度利用者登録台帳への登録（以下「利用登録」という。）」を「当該申込みをした者について利用登録」に改め、同項第1号中「3年以上」を削り、「又は定期的に滞在すること。」を「若しくは定期的に滞在し、又は空き家を店舗等として定期的に見込まれる者」に改め、同項第4号から第6号までを削り、同項第3号中「こと。」を「もの」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「協調して生活すること。」を「協調し、良好な関係を築くことが見込まれる者」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 建物及びその敷地を適正に管理することが見込まれる者

第8条中「当該登録」を「当該利用登録」に改める。

第9条第2号中「空き家バンク制度に登録された」を「バンク登録を受けた」に改め、同条第3号中「第7条の2第1項の」の次に「規定による」を加え、同条第5号ただし書中「登録の」を「利用登録の」に、「利用登録した場合」を「利用登録を受けたとき」に改め、同条第6号中「市長が」の次に「利用登録を」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号の次に次の2号を加える。

(6) 利用登録者が空き家の転売又は転貸を目的としているとき。

(7) 利用登録者が空き家バンク制度の利用ルール又は誓約事項に反したとき。

第10条第1項中「バンク登録された」を「バンク登録を受けた」に改め、「。以下「交渉申込書」という。」を削り、「を市長に提出しなければ」を「により市長に申し込まなければ」に改め、同条第2項中「場合」を「とき」に改め、同条第3項中「交渉申込書の提出」を「第1項の規定による申込み」に改める。

第11条第1項中「利用希望者」を「利用登録者」に、「及び」を「又は」に、「並びに」

を「及び」に改め、同条第2項中「契約等」を「空き家登録者と利用登録者の間の契約等」に改める。

第11条の2第1項中「第10条第2項の」の次に「規定による」を加え、「又はその代理人」を削る。

第11条の3第1項中「前条の」の次に「規定による」を、「ときは」の次に「、当該物件に農地が付属している場合に限り」を加え、同条第2項中「、交付」を「、その交付」に改める。

別表第1中「、特別永住者証明書又は外国人登録証明書」を削る。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

様式第7号を次のように改める。

【様式第7号】

様式第7号の次に次の1様式を加える。

【様式第7号の2】

様式第12号中「番地」を削る。

附 則

この告示は、令和4年6月9日から施行する。

伊賀市告示第 169 号

伊賀市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年6月10日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和4年伊賀市告示第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「令和3年度分」を「令和3年度分又は令和4年度分」に改め、同項第2号中「受けて令和3年1月」を「受けて令和4年1月」に、「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「(令和3年1月)」を「(令和4年1月)」に、「基準日において」を「基準日（令和4年度分の市町村民税均等割が非課税であることにより非課税世帯等給付金の支給の対象となる世帯については、令和4年6月1日とする。以下同じ。）において」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 第1項第1号に規定する令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯には、既に本給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は含まないものとする。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

【様式第3号】

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年6月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の前日に伊賀市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業

実施要綱第5条第1項の規定により申請した者に係る伊賀市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給については、なお従前の例による。

伊賀市告示第 170 号

伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱を次のように定める。

令和4年6月13日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領」（「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について」（令和4年5月24日付子発0524第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙）に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得のひとり親世帯が心身等に特に大きな困難を抱えているという観点から、食費等の物価高騰等による支出の増加の影響を勘案し臨時特別給付金を支給する伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業に関し、必要な事項を定める。

（支給要件）

第2条 伊賀市（以下「市」という。）は、前条の目的を達成するため、次に掲げる者（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金」という。）のうち支給しようとしている給付に相当するものの支給を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。）に対し、給付金を支給する。

- (1) 令和4年4月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）
- (2) 令和4年4月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」とい

う。)のうち、法第13条の2の規定により児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者(以下「法第13条の2支給停止者」という。)又は法第6条の規定による伊賀市長(以下「市長」という。)の認定を受けた場合には法第13条の2の規定により児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者であつて、次の表の左欄に掲げる者ごとに、令和2年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たすもの(以下「公的年金給付等受給者」という。)

<p>ア 当該者(法第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「令」という。)で定める児童の養育者を除く。)</p>	<p>法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満(収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含み、当該者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受け、又は当該者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。)</p>
<p>イ 当該者(アに規定する養育者に限る。)</p>	<p>法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満(収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。)</p>
<p>ウ 当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあつては当該者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で当該者と生計を同じくする者若しくは当該者がアに規定する養育者である場</p>	<p>法第10条又は第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満(収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。)</p>

合にあっては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持する者	
------------------------------	--

(3) 申請時点において、令和4年4月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく市長の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）又は法第9条から第11条までの規定により児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、前号の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たすものその他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められるもの（以下「家計急変者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、公的年金給付等受給者又は家計急変者に該当する者であっても、令和4年5月24日付け子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」の別紙「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領」に基づき支給される給付金（以下「その他の子育て世帯給付金」という。）の支給を既に受けている者又はその他の子育て世帯給付金の支給の実施主体が支給を決定した者については、給付金を支給しない。

3 第1項の規定にかかわらず、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合は、同表の右欄に掲げる者に対して給付金を支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合には、この限りでない。

児童扶養手当受給者又は公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって、令和4年4月1日以後に死亡した者（当該者が当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者
公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和4年度予備費閣議決定日以後に死亡した者（当該者が当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の監護等児童であった者
家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給	左欄に掲げる者の監護等児童であつ

付金の支給が決定される日までの間に死亡した者	た者
------------------------	----

(給付金の支給等)

第3条 給付金の支給は、支給対象者1人につき、5万円を1回限りとする。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付金の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ5万円を加算した額とする。

(児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の申込み等)

第4条 市は、児童扶養手当受給者に対し、給付金の支給の申込みを行う。

2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けた際、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）受給拒否の届出書（様式第1号）により給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、給付金を支給する。ただし、前項の規定による届出があったときは、この限りでない。

(児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の方式)

第5条 児童扶養手当受給者に対する市による給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第3号に掲げる方式は、当該児童扶養手当受給者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 児童扶養手当支給口座振込方式 令和4年4月分の児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の規定による支給の決定までに、児童扶養手当受給者が低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給口座登録等の届出書（様式第2号）により届け出た給付金の振込みを希望する金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 児童扶養手当受給者に市の窓口で現金を交付することにより支給する方式

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金に係る申請受付期間)

第6条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する給付金に係る申請の受付期間は、令和4年6月13日から令和5年2月28日までとする。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金の申請及び支給の方式)

第7条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金の支給を受けようとする者（以下「給付金申請者」という。）は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書兼請求書（様式第3号。以下「給付金申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

2 給付金申請者に対する市による給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第2号に掲げる方式は、当該給付金申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 申請口座振込方式 給付金申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口交付方式 給付金申請者に市の窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、戸籍謄本並びに申立書（様式第4号）及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該給付金申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該給付金申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第8条 代理により第7条第1項の規定による申請を行うことができる者は、当該給付金申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（給付金申請者に対する支給の決定）

第9条 市長は、第7条第1項の規定による申請があつたときは、速やかに当該申請に係る給付金申請書の内容を確認の上、支給を決定し、当該申請をした給付金申請者に対し給付金を支給する。

2 市長は、前項又は第4条第3項の規定による支給をもって、当該給付金申請者に対する給付金の支給の決定通知に代えることができる。

（給付金の支給等に関する周知）

第10条 市長は、伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業の実施に当たり、支給対象者及び監護等児童の要件、申請の方法、申請受付期間等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行

う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付金申請者から第6条の申請の受付期間内に第7条第1項の規定による申請が行われなかった場合、当該給付金申請者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する令和4年4月分の児童扶養手当振込時における指定口座（支給前までに給付金の振込みを希望する金融機関の口座を届け出ている場合にあつては、当該届出をした口座）に給付金の振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、当該指定口座への振込みが当該指定口座の解約又は変更等により令和5年3月31日までに支給が完了できない場合は、本件契約は解除される。

3 市長が第9条第1項の規定による支給の決定を行った後、給付金申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、給付金申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和5年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、当該支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月13日から施行する。

伊賀市告示第 171 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 28 年伊賀市告示第 163 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 13 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

子延区

代表者の氏名 辻分 文平

代表者の住所 伊賀市上阿波 4115 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 中尾 隆浩

新代表者の氏名 辻分 文平

旧代表者の住所 伊賀市上阿波 4180 番地

新代表者の住所 伊賀市上阿波 4115 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 24 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 172 号

伊賀市地域福祉計画推進本部設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年6月17日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市地域福祉計画推進本部設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市地域福祉計画推進本部設置要綱（平成18年伊賀市告示第177号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「その他計画」を「前号に掲げるもののほか、計画」に改める。

第3条第1項及び第2項を次のように改める。

本部に本部長、副本部長及び委員を置く。

2 本部長は健康福祉部長を、副本部長は健康福祉部次長を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

第4条第2項中「者を」の次に「本部の」を加える。

第5条第1項中「プロジェクトチーム」を「本部にプロジェクトチーム」に改め、同条第5項中「会議」を「プロジェクトチームの会議」に改め、同条に次の1項を加える。

6 本部長は、プロジェクトチームを円滑に運営するため必要があると認めるときは、プロジェクトチームの構成員からコアメンバーを指名し、コアメンバー会議を開催することができる。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

地域創生課長
文化振興課長
交通政策課長
住民自治推進課長
人権政策課長
同和課長

多文化共生課長
医療福祉政策課長
障がい福祉課長
生活支援課長
こども未来課長
子育て支援室長
保育幼稚園課長
介護高齢福祉課長
相談支援室長
地域包括支援センター所長
保険年金課長
健康推進課長
ワクチン接種推進課長
住宅課長
学校教育課長
生涯学習課長
病院総務課長
伊賀市社会福祉協議会事務局長

附 則

この告示は、令和4年6月17日から施行する。

伊賀市告示第 173 号

伊賀市緊急通報システム事業運営要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年6月17日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市緊急通報システム事業運営要綱の一部を改正する告示

伊賀市緊急通報システム事業運営要綱（平成28年伊賀市告示第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「伊賀市」を「、伊賀市」に改める。

第4条第2項中「審査し」を「審査して緊急通報システムの利用の可否を決定し」に、「申請者」を「当該申請者」に改める。

第5条中「申請者は」の次に「、前条第1項の規定による申請に当たり」を加える。

第6条第1項を次のように改める。

利用者は、緊急通報システムを利用する1月（暦月を単位とする。以下同じ。）につき別表に定める利用者負担額を事業者に支払うものとする。この場合において、月の途中で利用を開始したときは、当該月の利用を1月の利用とみなし、月の途中で利用を終了したとき（当該月が利用を開始した月と同月の場合を除く。）は、当該月分の利用者負担額の支払いを要しないものとする。

第6条第2項中「あたり」を「当たり」に改める。

第7条第1項中「第4条」を「第4条第1項」に改め、同条第2項中「利用者」を「当該利用者」に改める。

第8条第4号中「紛失、破損又は」を「紛失し、破損し、又は」に改める。

第9条第2号中「第3条」の次に「に規定する利用対象者」を加え、同条第4号中「第7条」を「第6条」に改め、同条第5号中「規定する」を「掲げる」に改める。

第10条中「関係機関」を「、関係機関」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

様式第6号を次のように改める。

【様式第6号】

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の各様式による用紙で、現に残存するものは、
所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 174 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 15 年上野市告示第 73 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 17 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

緑ヶ丘本町自治会

代表者の氏名 飛田 哲也

代表者の住所 伊賀市緑ヶ丘本町 1712 番地の 27

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 秋葉 茂能

新代表者の氏名 飛田 哲也

旧代表者の住所 伊賀市緑ヶ丘本町 1681 番地の 3

新代表者の住所 伊賀市緑ヶ丘本町 1712 番地の 27

3 変更の年月日

令和 4 年 5 月 10 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 175 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 27 年伊賀市告示第 130 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 21 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

伊賀市猪田西出区

代表者の氏名 多田 文昭

代表者の住所 伊賀市猪田 3777 番地の 10

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 乾 光哉

新代表者の氏名 多田 文昭

旧代表者の住所 伊賀市猪田 2483 番地

新代表者の住所 伊賀市猪田 3777 番地の 10

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 3 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 176 号

伊賀市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年6月24日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する告示

伊賀市国民健康保険税減免取扱要綱（平成17年伊賀市告示第133号）の一部を次のように改正する。

第4条中「令和4年3月31日」を「、令和5年3月31日」に改める。

別表第2期間の欄中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和4年6月24日から施行する。

伊賀市告示第 177 号

伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱を次のように定める。

令和4年6月24日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱

（目的）

第1条 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得の子育て世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えている。新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収入減少の中で、食費等の物価高騰等の影響を受け、低所得の子育て世帯の家計は悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業に関し、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和4年5月24日付子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙支給要領に基づき、必要な事項を定める。

（支給要件）

第2条 伊賀市（以下「市」という。）は、前条の目的を達成するため、この要綱の定めるところにより、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「本給付金」という。）を、次条第2項に規定する対象児童（本給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「支給対象者」という。）に対して支給する。なお、支給対象者のうち、第1号ア又はイに該当し、かつ、第2号アに該当する者（第1号アに該当する者については、児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条第1項に規定する公務員である者を除く。）を「児童手当等受給・非課税者」といい、第1

号ウ又はエに該当し、かつ、第2号アに該当する者（第1号ウに該当する者については、同項に規定する公務員である者を除く。）を「新規児童手当等受給・非課税者」といい、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者以外の者を「その他の支給対象者」という。

(1) 次に掲げる養育要件のいずれかに該当する者

ア 令和4年4月分の児童手当（児童手当法による児童手当（同法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。）をいう。以下同じ。）の受給者（以下「児童手当受給者」という。）

イ 令和4年4月分の特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。）の受給者（以下「特別児童扶養手当受給者」という。）

ウ 令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者（以下「新規児童手当受給者」という。）

エ 令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者（以下「新規特別児童扶養手当受給者」という。）

オ アからエまでのいずれかに該当する者以外の者のうち、令和4年3月31日において、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育するものであって、日本国内に住所を有するもの又は令和4年4月1日以後に当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになったもの

(2) 次に掲げる所得要件のいずれかに該当する者

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者

イ アに該当する者以外の者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以後の家計が急変し、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められるもの（当該者の1年間の収入見込額（令和4年1月から令和5年2月までの任意の1月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。）

- 2 前項の規定にかかわらず、本給付金が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当するときは、本給付金は、当該者が養育する児童その他当該児童に係る本給付金の支給を受ける者として適当と認められる者に対して支給する。

児童手当等受給・非課税者	令和4年4月1日以後に死亡した場合
新規児童手当等受給・非課税者	支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合
その他の支給対象者	申請後これに対する支給が行われるまでの間に死亡した場合

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、本給付金を支給しない。

- (1) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
- (2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者
- (3) 法人

（本給付金の支給額等）

第3条 本給付金の支給額は、支給対象者が養育する児童のうち次項に規定する対象児童1人につき、5万円とする。

- 2 本給付金の対象児童（以下「対象児童」という。）は、平成16年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3に掲げる程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成14年4月2日）から令和5年2月28日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。）とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、既に支給の決定がされている低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「ひとり親世帯給付金」という。）

又は本給付金の算定の基礎とされた児童は、対象児童としない。

- 4 児童が異なる児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。
- 5 児童が異なる新規児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、新規児童手当受給者に係る対象児童とし、新規特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

(市が支給を実施する支給対象者の範囲)

第4条 市は、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当するときは、当該者への本給付金の支給を実施する。

児童手当等受給・非課税者	市が令和4年4月分の児童手当の受給資格を認定している場合又は市が令和4年4月分の特別児童扶養手当に係る事務を行う場合
新規児童手当等受給・非課税者	市が令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格若しくは額の改定を認定した場合又は市が令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格若しくは額の改定の認定の請求を受理した場合
その他の支給対象者	申請時点で市に居住する場合

(申請不要の支給の方式)

第5条 市長は、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者に対し、本給付金の支給の申込みを行い、受給の意向を確認した上で、本給付金の支給を決定する。

- 2 前項の申込みを受けた支給対象者は、支給を希望しないときは、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）受給拒否の届出書（様式第1号）により届出を行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による支給の決定をした後、次の各号に掲げる方式のいずれかにより、速やかに支給対象者に対し、本給付金を支給する。ただし、第4号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号、第2号又は第3号に掲げる方式による支給が困難な場合に

限り行う。

- (1) 児童手当支給口座振込方式 児童手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 特別児童扶養手当支給口座振込方式 特別児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (3) 指定口座振込方式 第1項の規定による支給の決定までに、支給対象者が市に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給口座登録等の届出書（様式第2号）により届け出た口座に振り込む方式
- (4) 窓口交付方式 市の窓口で現金を交付することにより支給する方式
（申請による支給の方式）

第6条 申請により本給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書兼請求書（様式第3号。以下「本給付金申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

2 申請者に対する市による本給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第2号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 口座振込方式 申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口交付方式 市の窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請（以下単に「申請」という。）の際、必要に応じて、戸籍謄本並びに簡易な収入見込額の申立書（様式第4号の1）又は簡易な所得見込額の申立書（様式第4号の2）及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

4 市長は、申請の際、申請者に公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限）

第7条 申請の受付開始日は、令和4年7月1日とする。

2 申請の期限は、やむを得ない場合を除き、令和5年2月28日とする。ただし、令和5年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者等への支給に係る申請の期限は、令和5年3月15日とする。

(代理による申請)

第8条 代理により申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(申請者に対する支給の決定)

第9条 市長は、申請を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請をした申請者に対し本給付金を支給する。

(本給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、本給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者及び支給対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、本給付金の支給対象者から第7条第2項の申請期限までに申請が行われなかった場合は、本給付金の支給対象者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条第1項の規定による支給の決定を行った後、市が把握する児童手当又は特別児童扶養手当の振込時における指定口座(支給決定までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。)に本給付金の振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座の解約又は変更等の事由により令和5年3月31日までに完了できない場合は、本件契約は解除される。

3 市長が第9条の規定による支給の決定を行った後、本給付金申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和5年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、本給付金の支給を受けた者が支給対象者の要件に該当しないことが判明したときは、当該者に対し、支給を行った本給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月24日から施行する。

伊賀市告示第 178 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年上野市告示第 39 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 28 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

枳川区会

代表者の氏名 森北 秀雄

代表者の住所 伊賀市枳川 95 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 津田 隆

新代表者の氏名 森北 秀雄

旧代表者の住所 伊賀市枳川 251 番地

新代表者の住所 伊賀市枳川 95 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 17 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 179 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 8 年上野市告示第 77 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 28 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

上野センターランド自治会

代表者の氏名 伊東 禎弘

代表者の住所 伊賀市猪田 594 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 岩谷 均

新代表者の氏名 伊東 禎弘

旧代表者の住所 伊賀市猪田 594 番地の 22

新代表者の住所 伊賀市猪田 594 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 180 号

伊賀市自立的林業経営活動推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年6月29日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市自立的林業経営活動推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における自伐林業団体等による将来的な林業経営の集約化に資する森林管理及び資源利用等の活動を支援するため、伊賀市自立的林業経営活動推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第26条の規定により必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、森林所有者、地域住民、自伐林家等を含んだ地域の実情に応じた3人以上の者で組織する将来的に自立的な林業経営を目指す活動（以下単に「活動」という。）を行う団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 代表者の定めがあり、規約等により適正な運営を行っていること。
- (2) 主たる事務所が市内にあること。
- (3) 市内において活動を行うものであること。
- (4) 素材生産量を増加させる目標を有しており、主伐を行う場合には、主伐後の適切な更新を行うものであること。
- (5) 当該団体を組織する者（以下「所属員」という。）の3分の2以上が本市に住所を有する者であること。

(補助対象森林)

第3条 補助金の対象となる森林（以下「補助対象森林」という。）は、市内に所在する森林のうち、補助対象団体が活動を行う時点において森林経営計画が策定されていないものとする。ただし、森林経営計画が策定されていない森林と森林経営計画が策定された森林について一体的に活動を行うことが補助対象団体の事業目的の推進に当たり有効

かつ効果的な取組となる場合にあっては、当該森林経営計画が策定された森林を補助対象森林に含むことができる。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象森林において実施する次の各号に掲げる活動とし、その定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 森林整備活動 補助対象森林における間伐、除伐、倒木竹又は枯損木竹の伐採、伐採した木の搬出その他の整備活動（当該整備活動を行う補助対象森林の面積がおおむね1ヘクタール以上となる場合に限る。）をいう。
- (2) 森林機能強化活動 森林整備活動による森林整備が計画されている補助対象森林に、若しくは当該補助対象森林に到達するために必要となる歩道、作業道等の作設、改修又は補助対象森林への鳥獣害防止柵の設置、補修等をいう。
- (3) 活動推進 森林整備活動又は森林機能強化活動の推進のために必要な補助対象森林の林況調査、活動計画の実施のための話し合いその他市長が必要と認める活動をいう。
- (4) 研修活動 林業技術や安全対策の向上のための研修等の実施をいう。
- (5) 資機材又は施設の整備 森林整備活動又は森林機能強化活動の実施のために必要な資材、機材又は施設の購入又は設置をいう。

2 補助対象事業に係る補助対象森林の面積又は森林機能強化活動において作設又は改修をする歩道、作業道等の延長を算定するときは、森林計画図その他の縮尺 5,000 分の1以上の図面を使用するものとする。ただし、当該図面がない場合にあっては、現地における実測により算定するものとする。

3 森林機能強化活動は、森林整備活動を効果的に実施し、又は森林整備活動の実施後にその効果を維持し、若しくは強化するために必要な場合に実施するものに限り補助対象事業とすることができる。

4 活動推進は、一の補助対象団体が補助金を初めて申請する年度において実施するものに限り補助対象事業とすることができる。

5 研修活動及び資機材又は施設の整備は、森林整備活動と一体的に実施するものに限り補助対象事業とすることができるものとし、研修活動については、一の年度において6回を上限として補助対象事業とすることができる。

(補助金の算定)

第5条 補助金の交付単価又は交付率は、次に掲げる補助対象事業の区分ごとに当該各号に定めるところにより算定するものとする。

- (1) 森林整備活動 森林整備活動を行う補助対象森林1ヘクタール当たり 120,000 円
- (2) 森林機能強化活動 作設、改修をする歩道、作業道等及び設置、補修等をする鳥獣害防止柵1メートル当たり 800 円
- (3) 活動推進 1事業年度当たり 112,500 円
- (4) 研修活動 1回当たり 38,000 円
- (5) 資機材又は施設の整備 資機材又は施設の整備に要した費用の額の2分の1（林内作業車、薪割り機若しくは薪ストーブの購入又は炭焼き小屋の設置をする場合は、3分の1）の範囲内の額
(協定の締結)

第6条 補助対象団体は、補助対象事業を円滑に実施できるよう、当該補助対象事業に係る補助対象森林の所有者との間で、次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。ただし、当該事項に係る当該所有者の同意が確認できる同意書がある場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象森林の所有者の氏名及び住所（当該所有者が法人の場合にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 協定の目的
- (3) 協定の期間
- (4) 協定の対象となる森林
- (5) 活動計画
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
(活動計画書の作成等)

第7条 補助対象団体は、補助対象事業を実施するに当たり、あらかじめ次に掲げる事項を記載した活動計画書を伊賀市自立的林業経営活動推進事業補助金活動計画（実績）報告書（様式第1号）により作成しなければならない。

- (1) 補助対象団体の名称及び主たる事務所の所在地並びに所属員の氏名及び住所
- (2) 補助対象事業を行う森林の所在地及び林小班
- (3) 補助対象事業の概要及び年度別スケジュール
- (4) 補助対象事業に係る計画図等

- 2 補助対象団体は、補助対象事業に必要な安全対策のための装備を備えるとともに、当該補助対象団体の所属員について傷害保険に加入しなければならない。
- 3 補助対象団体は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項に規定する安全又は衛生のための特別の教育を行うよう努めなければならない。
- 4 補助対象団体は、伊賀市自立的林業経営活動推進事業補助金活動記録書（様式第2号）により、その活動の日時、内容、参加人数等の記録をしなければならない。

（会計処理）

第8条 補助対象団体は、補助対象事業の実施に当たって、次に掲げる事項に留意して、適正な会計処理を行わなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る経理は、他の事業と区分して、これを行うこと。
- (2) 補助金の使用は、前条第1項の活動計画書の内容に基づいて行い、その都度領収書等の支払を証明する書類を受領し、保管しておくこと。
- (3) 金銭の出納は、伊賀市自立的林業経営活動推進事業補助金金銭出納簿（様式第3号）により、これを行うこと。

（交付の申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、別に定める期限までに、伊賀市自立的林業経営活動推進事業補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 伊賀市自立的林業経営活動推進事業補助金内訳書（様式第5号）
- (2) 収支予算書
- (3) 伊賀市自立的林業経営活動推進事業補助金活動計画（実績）報告書（様式第1号）
- (4) 当該補助対象団体の運営に関する規約
- (5) 第6条に規定する協定書又は同意書の写し

（交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に関する書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに予算の範囲内において補助金の交付を決定し、伊賀市自立的林業経営活動推進事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により当該補助対象団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に当たり、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(変更等の申請)

第11条 前条第1項の規定により交付決定を受けた補助対象団体（以下「補助団体」という。）が当該交付決定後に補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、伊賀市自立的林業経営活動推進事業補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、速やかに伊賀市自立的林業経営活動推進事業補助金事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第8号）により当該補助団体に通知するものとする。この場合において、市長は、その承認に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(着手及び実績報告)

第12条 補助団体は、補助対象事業に着手したときは、伊賀市自立的林業経営活動推進事業補助金事業着手届（様式第9号）により市長に届け出なければならない。

2 補助団体は、補助対象事業が完了したとき（前条第2項の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了の日（廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認を受けた日。以下この条において同じ。）の翌日から起算して20日を経過する日又は当該完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、伊賀市自立的林業経営活動推進事業補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 伊賀市自立的林業経営活動推進事業補助金交付決定通知書の写し
- (2) 収支決算書
- (3) 伊賀市自立的林業経営活動推進事業補助金活動記録書（様式第2号）
- (4) 伊賀市自立的林業経営活動推進事業補助金金銭出納簿（様式第3号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助対象事業の実績が明らかになる書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条第2項の規定による報告を受けた場合は、当該報告のあった補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額を確定したときは、速やかに伊賀市自立的林業経営活動推進事業

補助金交付確定通知書（様式第 11 号）により当該補助団体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 14 条 補助金の交付は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。前条第 2 項の規定による通知を受けた補助団体は、補助金の支払を受けようとするときは、伊賀市自立的林業経営活動推進事業補助金請求書（様式第 12 号）により市長に請求しなければならない。

2 補助団体は、市長が交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、交付決定された補助金の額の範囲内で概算払を受けることができる。

3 前項に規定する概算払を受けようとする補助団体は、伊賀市自立的林業経営活動推進事業補助金概算払申請書（様式第 13 号）により市長に申請しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 15 条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定、第 10 条第 2 項若しくは第 11 条第 2 項後段の規定による条件又は市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助事業に関する申請、報告、施工等について不正な行為があったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の使用が不相当と認めるとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 市長は、第 1 項の規定による取消しを行ったときは、速やかにその旨を当該補助団体に伊賀市自立的林業経営活動推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第 14 号）により通知するものとする。

（書類の整備等）

第 16 条 補助団体は、当該交付決定に係る補助対象事業に関する次に掲げる書類を整理し、当該交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、これを保存しておかなければならない。

(1) 補助金の申請から実績報告に至るまでの申請書類、決定書類、承認書類その他補助金の交付のための手続に係る全ての書類（活動団体等の規約等、第 6 条に規定する協定書又は同意書、第 7 条第 1 項に規定する活動計画書、同条第 4 項に規定する活動記

録書等を含む。)

- (2) 第8条第2号の領収書等の支払を証明する書類
- (3) 第8条第3号の金銭出納簿及びその証拠書類
- (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得した財産等」という。）の管理運営の状況を明確にするために作成する財産管理台帳（様式第15号）
その他当該管理運営に係る日誌、利用簿等
(財産処分の制限)

第17条 補助団体は、取得した財産等を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該取得した財産等がその耐用年数（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に規定する期間をいう。）を経過した場合は、この限りでない。

2 前項本文の承認の申請は、伊賀市自立的林業経営活動推進事業補助金財産処分等承認申請書（様式第16号）を提出して行わなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月29日から施行する。

伊賀市告示第 181 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 28 年伊賀市告示第 216 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 29 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

平田西町町内会

代表者の氏名 辻 隆平

代表者の住所 伊賀市平田 431 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 梶川 武次

新代表者の氏名 辻 隆平

旧代表者の住所 伊賀市平田 315 番地

新代表者の住所 伊賀市平田 431 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 6 月 4 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更